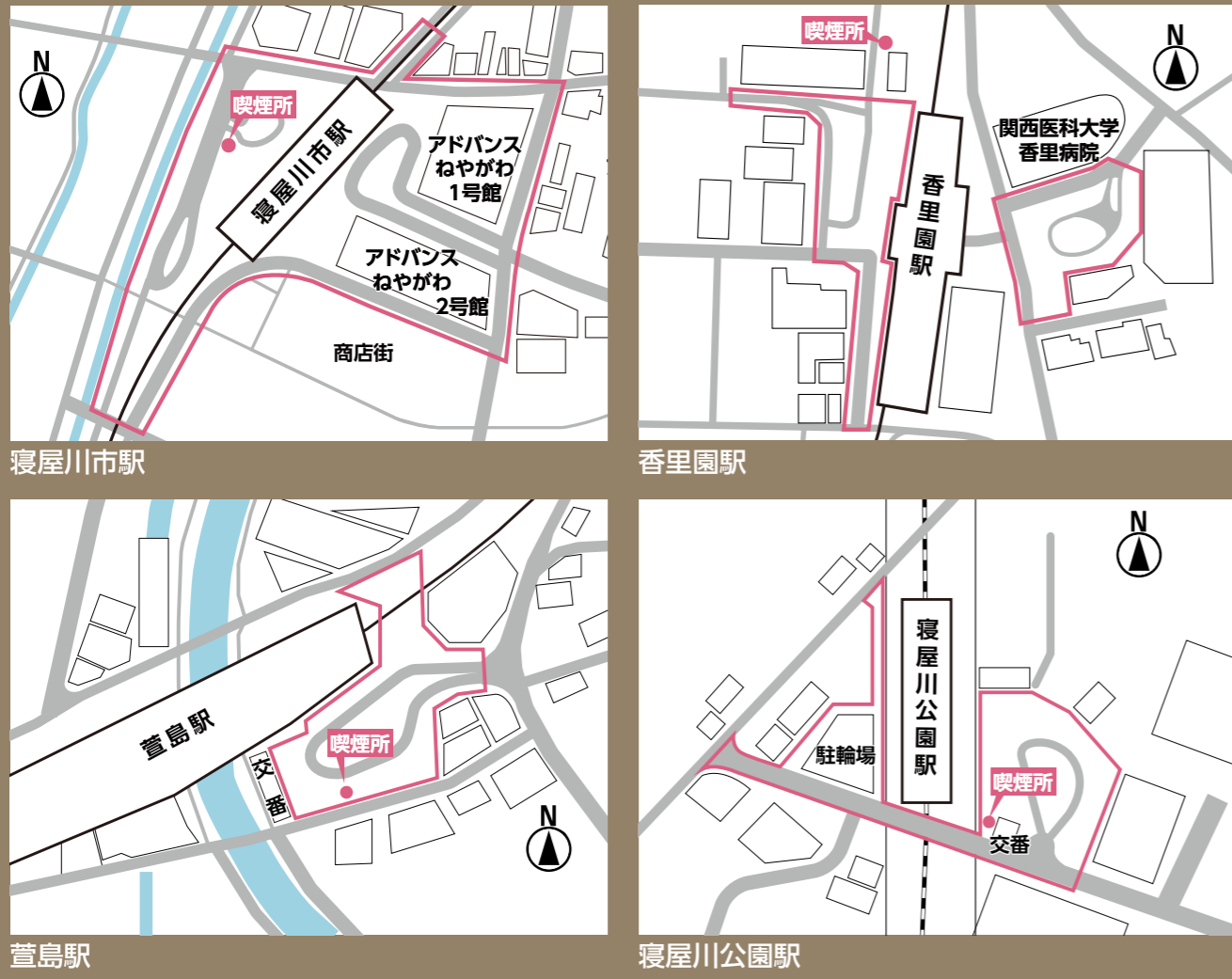


## 喫煙「してはいけない」場所

市内4駅周辺を「路上喫煙禁止区域」(下の図のとおり)に指定します。「路上喫煙禁止区域」で喫煙した場合、過料1,000円が科せられる場合があります。

※加熱式たばこを含みます。

### 市内4駅周辺の路上喫煙禁止区域



※喫煙所は順次整備予定です。

## 特集②

# “子どもたちをたばこの煙から守る条例”の施行

子どもを始めとする市民の健康で快適な生活の維持を図るため、受動喫煙防止のための規制を設ける「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」が10月1日から施行されます。

問 保健総務課 (☎829・7771)



## こんな場所で喫煙していませんか？

子どもたちの健やかな成長のために、以下の場所では喫煙ないようにしましょう



●子どもと同室の空間



●子どもが同乗している自動車の車内



●学校や保育所などの周囲と通学路



●公園や広場

## 諦めないで!!

自分のため、子どもたちのために禁煙しませんか。健康づくり推進課に相談してください。

☎812・2002



この機会に相談しようかな…



## この看板と路面シールが目印!

